

長寿医療（後期高齢者医療）制度

社会保険や共済組合等の被扶養者だった方の保険料の納付が始まります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての方が対象となります。これまで保険料を負担していない社会保険や共済組合等の被扶養者であった方も対象となり、保険料を負担することとなります。10月から下記の通り保険料をお支払いいただきます。

	平成20年4月	平成20年10月	平成21年4月	平成22年4月
均等割額	4月から9月まで均等割額はかかりません。(0円)	10月から21年3月までは均等割額(38,175円)の1/20をご負担いただきます。(1,908円)	22年3月までは均等割額(38,175円)の1/2をご負担いただきます。(19,087円)	
所得割額	2年間所得割額はかかりません(0円)			

※年度途中からの加入については月割賦課となりますので、上記金額とは異なります。

平成20年分の所得申告にかかる社会保険料控除について

- 本人の保険料は、年金からの天引きの方も納付書や口座振替によりお支払いいただいている方も、本人の社会保険料控除の対象となります。
 - 年金からの天引きに代えて、世帯主や配偶者の口座からの引き落としに変更された方の保険料は、口座の名義人の社会保険料控除（口座振替にされた分のみ）の対象となります。
- ※本人以外（世帯主か配偶者）の口座からの引き落としができる方は、下記の要件を満たす方になり、市役所への申請が必要です。
- ・本人の保険料が年金から天引きされていること。
 - ・本人の年金収入が180万円未満であること。

問い合わせ 保険年金課 後期高齢者医療係 ☎65-0688 FAX63-4618

平成23年7月24日までに、地上アナログ放送は終了します。

平成23年7月24日以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送（地上デジタル放送）を見ることができなくなります。

地上デジタル放送を視聴するには、①地上デジタル放送対応のテレビで視聴する。②現在ご使用のアナログテレビに地上デジタルチューナーを取り付けて視聴する。③ケーブルテレビに加入することにより視聴する。等の方法があります。

ただし、①、②については、UHFアンテナが別途必要となることがあるほか、共同受信施設により視聴している場合には、共同受信施設をデジタル放送対応のものへ改修する必要があります。③の視聴方法について詳しくはケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。

地上デジタル放送に関するお問い合わせ

- 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
☎0570-07-0101
平日/9:00~21:00 土・日・祝日/9:00~18:00
- 近畿総合通信局
 - ・地上デジタル放送に関するお問い合わせ（受信方法等）
放送部放送課 ☎06-6942-0820
 - ・共聴施設・ケーブルテレビに関するお問い合わせ
放送部有線放送課 ☎06-6942-8572

NHKの放送の受信に関するお問い合わせ

- 日本放送協会受信相談 ☎0570-00-3434

問い合わせ

情報政策課 情報化推進係 ☎65-0674 FAX63-4559

青木副団長が滋賀県優秀消防団員表彰受章

火災や水害などで県民の生命・財産を守る活動に貢献された団体や個人に贈られる滋賀県優秀消防団員表彰を、甲賀市消防団副団長の青木宗市氏が受章され、8月28日、県庁で表彰式が行われました。

青木氏は、これまでの21年余り、様々な消防団活動・防災活動に貢献されました。今後も他の消防団員の模範として、活躍されまことを期待します。



▶青木宗市副団長